破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第４８１号
岩手県九戸郡軽米町大字小軽米第21地割45番地１、開始決定時の住所盛岡市津志田西２丁目12番１―806号
破産者　田名部ハマ子
１　決定年月日　平成22年９月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１４２号
茨城県小美玉市田木谷1027番地18
破産者　川島ゆきみ
１　決定年月日　平成22年９月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第９６号
神奈川県平塚市東真土４丁目３番14―207号　シュロハイツ
破産者　笠原　國隆
１　決定年月日　平成22年９月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第３８号
新潟県糸魚川市大字新町20番地１、破産手続開始決定時の住所富山県黒部市荒俣984番地６
破産者　朝日　正章
１　決定年月日　平成22年９月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２１年（フ）第３８号
静岡県伊豆市八木沢813番地の１
破産者　永岡　武治
１　決定年月日　平成22年９月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２３７号
静岡県裾野市御宿1500番地　矢崎社宅2121
破産者　小川　博通
１　決定年月日　平成22年９月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第３０１８号
愛知県清須市西枇杷島町大黒68番地　シティハイム英102
破産者　宮地　信司
１　決定年月日　平成22年９月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４４５号
愛知県半田市瑞穂町４丁目７番地の６　レインボー第３半田605号
破産者　宮川　直人
１　決定年月日　平成22年９月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８８６号
京都府向日市上植野町浄徳８番地の２　ドミール西向日105号
破産者　森　　廣光
１　決定年月日　平成22年９月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２５４号
大分市大手町２丁目３番20号、開始決定時の住所大分市大字森町53番地の25
破産者　中野　文雄
１　決定年月日　平成22年９月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４１２号
大分市王子中町11番８号、開始決定時の住所大分市王子西町７番４号
破産者　後藤　　誠
１　決定年月日　平成22年９月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７７７号
大分市明野高尾１丁目11番13号
破産者　木村　美香
１　決定年月日　平成22年９月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１７３号
札幌市中央区北８条西26丁目２番８―301号
破産者　武藤　伴子
１　決定年月日　平成22年９月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１０号
青森市桂木３丁目10番地５　メゾンリエール102号、申立時の住所青森市大字浜田字玉川243番地29
破産者　太田みつ江
１　決定年月日　平成22年９月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７号
青森市本泉２丁目10番13号
破産者　髙橋　秀則
１　決定年月日　平成22年９月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第８０号
山形県米沢市塩井町塩野1712番地の２
破産者　石原　絹世
１　決定年月日　平成22年９月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第１０２号
福島県会津若松市千石町６番70号　まるかハイツ２号、前住所福島県会津若松市米代１丁目１番10号
破産者　阿部　英雄
１　決定年月日　平成22年９月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

第明治三十二種郵便物認可　二十五年三月三十一日